

## 豊橋市結婚支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組として、結婚を望む豊橋市民に出会いと交流の場を提供する機会を創出する事業に交付する豊橋市結婚支援事業補助金（以下「結婚支援イベント補助金」という。）に関し、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、市内に住所を有し、又は所在する団体又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助事業者になることはできないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある者
- (2) 公序良俗に反する者
- (3) 豊橋市の市税等の滞納をしている者
- (4) 業として結婚相談又は結婚紹介を行っている者

(結婚支援イベント補助対象事業)

第3条 結婚支援イベント補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、結婚を希望する独身の男女を対象に市内で実施する男女の出会いの場を創出する事業（以下「結婚支援イベント等」という。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 20歳以上の独身者のみを対象として実施する事業
- (2) 参加者総数がおおむね10人以上である事業
- (3) 過半数の参加者が市内に居住し、又は勤務する者である事業
- (4) 参加者が男女同数であることを目標とする事業
- (5) 参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な水準に参加費が設定された事業
- (6) 公序良俗に反する内容等を含まない事業
- (7) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わない事業
- (8) 本市施設を活用し、又は本市施策の推進につながる事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業にはならないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (4) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業  
（補助対象経費）

第4条 結婚支援イベント補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、市長が特に必要であると認めたものを除き、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 補助事業者の構成員に対する人件費や謝礼
- (2) 当該事業に係る補助事業代表者の謝礼金
- (3) 景品、記念品、手土産代等の個人的経費
- (4) 視察費、宿泊費、参加者及び補助事業構成員の交通費
- (5) 参加者及び補助事業構成員の飲食費
- (6) 事業の再委託料及び事務所の管理委託費
- (7) 2万円以上の物品
- (8) 領収書等、支出を確認する証拠書類が提出できない経費
- (9) その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

2 前項に規定する経費は、参加費その他の収入額の総額を全体事業費から控除した後の額とする。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象となる期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定により、交付決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合には、申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知したうえで事業に着手するものとする。

（結婚支援イベント補助金の交付額等）

第6条 結婚支援イベント補助金は、補助対象経費の10分の10とし、予算の範囲内で補助するものとする。

2 結婚支援イベント補助金の額は、1事業につき10万円を限度とする。

3 結婚支援イベント補助金の交付は、同一の事業者に対して、同一年度において3回を限度とする。

(結婚支援イベント補助金の交付申請)

第7条 結婚支援イベント補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊橋市結婚支援事業補助金交付申請書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の概要説明書(別紙1)

(2) 事業計画書(別紙2)

(3) 収支予算書(別紙3)

(4) 誓約書(別紙4)

(5) 参加者の住所又は勤務地及び当該参加者が独身であることの確認方法を示す資料

(6) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請するにあたっては、結婚支援イベント等を開催する2か月前までに事前相談することとし、30日前までに交付申請書を提出するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかに申請内容の審査を行い、結婚支援イベント補助金の交付の可否を決定したときは、豊橋市結婚支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第9条 補助対象事業者は、前条の規定による決定を受けた後において、次のいずれかに該当する場合は、速やかに豊橋市結婚支援事業補助金計画変更等申請書(様式第3)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 補助事業の重要な部分に変更があるとき。

(2) 補助事業を中止するとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、前条の規定による交付決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、豊橋市結婚支援事業補助金事業計画変更決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 第7条の規定による交付決定を受けた申請者は、補助事業が終了したときは、速やかに豊橋市結婚支援事業補助金実績報告書(様式第5)に、次に掲げる書類を

添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別紙5）
- (2) 収支決算書（別紙6）
- (3) 補助対象経費にかかる領収書等の写し
- (4) その他必要と認められる書類  
（結婚支援イベント補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、報告内容を審査の上、交付すべき結婚支援イベント補助金の額を確定し、豊橋市結婚支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6）により、申請者に通知するものとする。

（結婚支援イベント補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定により確定した結婚支援イベント補助金の交付を受けようとするときは、豊橋市結婚支援事業補助金交付請求書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市結婚支援事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1、第3、第5、第7は改正後の豊橋市結婚支援事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第7条関係）

豊橋市結婚支援事業補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地  
補助事業者 氏名又は団体名  
及び代表者氏名

年度豊橋市結婚支援事業補助金交付申請書について、下記のとおり提出します。

記

1 補助対象となるイベント等の名称

2 補助事業等の概要

3 補助事業等実施予定期間 年 月 日から  
年 月 日まで

4 補助事業等に要する経費 金 円

5 補助金等交付要望額 金 円

（添付書類）

申請者の概要説明書（別紙1）

事業計画書（別紙2）

収支予算書（別紙3）

誓約書（別紙4）

参加の住所又は勤務地及び独身であることの確認方法を示す資料（任意様式）

(別紙 1)

補助事業者の概要説明書

申請 団体等名		
代表者名		
申請 団体等住所		
TEL / FAX	TEL	FAX
連絡先	氏名	
	住所	
	TEL / FAX	TEL FAX
	E-mail	
申請 団体等の活動内容		
構成員（団体）数	市内在住・在勤者	人
	その他	人
備考		

(別紙 1 裏面)

構成員名簿

	氏 名	住所 (市内・市外)	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			



(別紙2)

年度 事業計画書

補助対象となるイベント等の名称		申請団体 等 名	
事業費		円	年 月 日から 年 月 日まで
活動分類	活動予定日	参加予定人数	活 動 内 容
活 動 内 容 (※)			
活動の効果			

※提案事業交流イベント等だけでなく、企画・運営等、全体のスケジュールを記載すること。

【例示】 打ち合わせ、広報活動、交流イベント 等

(別紙3)

年度 事業収支予算書

収 入

(単位：円)

費 目	金 額	積 算 内 訳
豊橋市補助金		
計		

支 出

(単位：円)

費 目	金 額	積 算 内 訳	
補助対象経費			
	小 計 (①)		
	補助対象外経費		
小 計 (②)			
合 計 (①+②)			

(別紙 4)

誓約書及び承諾書

豊橋市長 様

豊橋市結婚支援事業補助金の申請に当たり、以下のことを誓約します。

1. 本事業の実施に際し、宗教的活動、政治的活動等を行わないこと。
2. 豊橋市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団員等でないこと。
3. 法令違反をしていないこと。
4. 豊橋市の市税等の滞納をしていないこと。
5. 参加者の過半数が豊橋市に在住又は勤務する独身者であることとし、トラブルを防止するためにも、適正な方法により参加者が要件に合致する者であることを確認すること。
6. 業として結婚相談又は結婚紹介を行っていないこと。
7. 参加者の募集及び事業の運営において、参加者の人権に配慮すること。
8. 参加者間の個人情報の交換については、個人間の責任において行わせることとし、イベント参加者間のトラブルについては、当事者間での解決を原則とする旨をイベント参加者に説明し、自己責任において対応する条件を付すこと。
9. 参加者の方へ十分に注意を促してもトラブルが発生し、主催者に相談があった場合には、専門機関への相談を促すなど誠意ある対応を行うこと。
10. 参加者等の個人情報は、氏名・メールアドレス・電話番号・住所・性別・職業等、当該事業実施に必要な情報のみを収集することとし、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は収集しないこと。
11. 参加者等の個人情報は、事前事後を問わず問合せに応じないなど厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと。

また、上記の内容のうち、市税等の納付状況について、豊橋市役所関係課に照会することについて同意します。

年 月 日

補助事業者の氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)

(電話： — — )

様式第2（第8条関係）

豊橋市結婚支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

豊 第 号  
年 月 日

様

豊橋市長

印

年 月 日付で申請のあった豊橋市結婚支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

指令年月日	年 月 日
指令番号	豊橋市指令 第 号
補助年度	年度
補助対象となるイベント等の名称	
補助金等名称	
決定内容	交 付 ・ 不交付
補助金交付申請額	円
補助金交付決定額	円
不交付の場合の理由	

様式第3（第9条関係）

豊橋市結婚支援事業補助金計画変更等申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所及び所在地  
補助事業者 氏名又は団体名  
及び代表者氏名

次のとおり事業計画を変更したいので、豊橋市結婚支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	
補 助 対 象 と な る イ ベ ン ト 等 の 名 称			
補 助 事 業 等 の 内 容	変更前		
	変更後		
変 更 又 は 中 止（廃止） の 理 由			
変 更 又 は 中 止（廃止）の年月日	年 月 日（予定）		
添 付 書 類			

様式第4（第9条関係）

豊橋市結婚支援事業補助金事業計画変更決定通知書

豊橋市指令 第 号

住所又は所在地  
補助事業者 氏名又は団体名  
及び代表者氏名 様

年 月 日付け豊橋市指令 第 号により交付決定した補助金等  
について、次のとおり変更したので、豊橋市結婚支援事業補助金交付要綱第9条第  
3項の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長 印

補助金等の名称	
補助対象となるイベント等の名称	
変更前の交付金額	円
変更後の交付金額	円
変更増減額	円
交付の条件	

様式第 5 (第10条関係)

豊橋市結婚支援事業補助金実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地  
補助事業者 氏名又は団体名  
及び代表者氏名

年度豊橋市結婚支援事業補助金実績報告書について、下記のとおり提出します。

記

1 補助対象となるイベント等の名称

2 補助事業等の内容と効果

3 補助事業等実施期間 年 月 日から  
年 月 日まで

4 補助事業等に要した経費 金 円

5 補助金等交付額 金 円

(添付書類)

- ・事業報告書 (別紙5)
- ・収支決算書 (別紙6)
- ・補助対象経費にかかる領収書等の写し
- ・写真
- ・その他必要と認められる書類

(別紙 5)

年度 事業報告書

補助対象となるイベント等の名称		申請団体 等 名	
事業費	円	実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
活動分類	活動日	参加人数	活 動 内 容
活 動 内 容 (※)			
本事業におけるマッチング 件数			
活動の効果			

※提案事業交流イベント等だけでなく、企画・運営等、全体のスケジュールを記載すること。

【例示】 打ち合わせ、広報活動、交流イベント 等



(別紙6)

年度 事業収支決算書

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
豊橋市補助金		
計		

支 出

費 目	金 額	積 算 内 訳
補助対象経費		
	小 計 (①)	
補助対象外経費		
	小 計 (②)	
合 計 (①+②)		

様式第6（第11条関係）

豊橋市結婚支援事業補助金交付額確定通知書

様

豊橋市長

㊟

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり結婚支援イベント補助金等の額を確定したので、豊橋市結婚支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	豊橋市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助金等の交付決定通知額			円
補助事業等の経費精算額			円
補助率			
補助金等の交付確定額			円
(交付決定通知額) - (交付確定額)			円

様式第7（第12条関係）

豊橋市結婚支援事業補助金交付請求書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地  
補助事業者 氏名又は団体名  
及び代表者氏名

年 月 日付 第 号により結婚支援イベント補助金額確定の通知があつた豊橋市結婚支援事業補助金について、豊橋市結婚支援事業交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

（添付書類）

・債権者登録申請書